

Ippom サポーター（一本松静香サポーター）規約

第1条（適用範囲）

この Ippom サポーター（一本松静香サポーター）規約（以下「本規約」という）は、「Ippom サポーター」（以下「本会」という）の会員となる者すべてに適用される。

第2条（事務局）

本会は、事務局を東京都千代田区神田小川町 3-9-2（株式会社シーフォース内）に置く。

第3条（目的）

本会は、トライアスリート一本松静香（以下「本人」という）が、主にワールド・トライアスロン・コーポレーション（World Triathlon Corporation）が展開するトライアスロン大会「アイアンマンレース」においてプロ選手活動をするに関し、これを応援・支援することを目的とする。

第4条（活動）

本会は、前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

1. 本人の選手活動に対する物心両面にわたる支援。
2. 本人の選手活動の広報・宣伝活動。
3. 本人の選手活動を支援する為の会費の募集活動。
4. その他本会の目的を達成する為に必要な活動。

第5条（会員）

本会の会員は、本会の目的に賛同する個人、法人及び団体をもって構成する。

第6条（入会）

1. 会員になろうとする者は、本会所定の申込手続を経た上で、会費を納入するものとする。会員は、本会への入会申込の時点で、本規約の内容に同意しているものとみなされる。
2. 会員になろうとする者が次の各号のいずれかに該当する場合、入会申込が承認されないことがある。
 - (1) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合。
 - (2) 反社会的勢力やその関係者であると本会が認める場合。
 - (3) 過去に本会から会員資格を取り消され、又は退会の処分を受けたことがある場合。
 - (4) 本規約に違反する場合。
 - (5) その他、会員として不適当であると本会が判断した場合。

3. 会員が前項各号のいずれかに該当していることが事後に判明した場合、本会は、当該会員の会員資格を取り消すことができる。

第7条（会費）

1. 会費は、本会の会計年度を基準とした年会費とし、個人は一口 10,000 円、法人及び団体は一口 30,000 円とする。各会員は、一口以上任意の口数の会費を納めることができる。
2. 年度の途中で会員になった者についても、当該年度に係る会費全額を支払う義務を負う。
3. 納入された会費は、理由の如何を問わず、いかなる場合においても返還しない。

第8条（会員資格）

1. 会員資格の有効期間は、各年の1月1日から12月31日までの1年間とする。但し、年度の途中で入会又は更新の手続を行った者については、入会の日又は更新の日から当該年度の12月31日までとする。
2. 会員は、本会所定の支払期日までに、次年度の年会費を支払うことにより、次年度の会員資格の更新を行うことができる。

第9条（退会）

1. 会員は、本人の申し出により、本会所定の手続を経て本会を退会することができる。
2. 会員が本規約に違反した場合、本会は、当該会員に対し、退会の処分を行う場合がある。

第10条（特典）

1. 法人及び団体会員は、希望に応じて、本会所定の方法により、本人の公式ホームページ上に法人名及び団体名を掲載することができる。個人会員の氏名は掲載しない。
2. 前項のほか、会員が得られる特典は、本会が別途定めて会員に通知する。但し、本会は、本会の会員となることにより会員が何らかの特典を得られることを保証するものではなく、特典の存否及びその内容等について、会員は何ら異議を述べることはできない。

第11条（遵守事項）

1. 会員は、次の各号に定める行為を行ってはならない。
 - (1) 他者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
 - (2) 第三者になりすまして本会に入会する行為。
 - (3) 他者を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
 - (4) 会員としての地位につき、第三者に譲渡又は担保設定等の処分を行う行為。
 - (5) 指導方針、指導方法、練習方法、試合の結果等に対し、本人、コーチ及び家族に口出しする行為。

(6) 前各号のほか、法令、公序良俗若しくは本規約に違反する行為、又はそのおそれのある行為。

2. 会員は、本会の目的及び活動の趣旨を十分に理解し、本人を暖かく見守り励ますものとする。

第12条（会員の情報）

1. 会員は、氏名又は名称、住所、連絡先等、入会申込の際の申告事項に変更が生じた場合には、速やかに本会所定の変更手続を行うものとする。

2. 前項の変更手続の遅滞、未了等による会員の不利益について、本会は、一切の責任を負わない。

3. 本会は、会員の個人情報を、特典等に関する会員への連絡の目的で利用するものとする。

第13条（会計）

1. 本会の経費は会費で賄う。

2. 本会の事業年度、会計年度は1月1日から始まり12月31日に終わる。

3. 本会の会費は、経費を除く全額を本人に支払う。

第14条（免責）

会員は、本会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの責任でその利用に関する判断を行うものとし、当該判断に起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、本会は一切責任を負わない。

第15条（準拠法・管轄）

本規約は、日本法を準拠法とする。本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（変更）

本規約に変更があった場合は、すみやかにホームページ上で告知するものとし、当該告知の時点で変更の効力が生じるものとする。

（附則）

本規約は平成29年10月1日より施行する。

平成29年12月4日 改定・適用

平成30年1月5日 事務局の所在地を変更